

# 事業継続支援給付金（令和3年度飲食店取引事業者緊急支援型）

新型コロナウイルスの感染拡大により、鹿児島県が市内飲食店を対象に、**令和3年5月10日から6月20日まで**営業時間短縮を要請したこと等に伴い、飲食店との取引が減少するなど大きな影響を受けた飲食店取引事業者の事業継続を支援及び下支えするため、給付金を給付します。

## 対象者

### 飲食店取引事業者

- 飲食店の求めにより当該飲食店の業務に供する物品又はその運営に必要なサービスを直接かつ継続して供給する法人及び個人事業者のことをいいます。
- フリーランスを含む個人事業者については、全収入（一時収入等を除く。）の2分の1以上が事業活動における収入であるものに限るものとし、かつ、同事業者のうち事業所を有しないものは令和3年4月1日時点において、本市の住民基本台帳に記録されている方に限ります。
- 開業以降、同一の飲食店と複数回の直接取引を行っている方に限ります。
- 取引先の飲食店は、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可を取得し、**主として注文により直ちにその場所で料理、その他の食料品又は飲料を飲食させる事業所**が対象です。
- 霧島市事業継続支援給付金(令和3年度タクシー事業者等緊急支援型)の給付を受けた方は申請できません。

### ◎ 対象となりうる飲食店取引事業者の例

- I 食品加工・製造事業者  
惣菜製造業者、食肉処理・製品業者、水産加工業者、飲料加工業者、酒造業者、飲食店に直接販売を行っている農業者・漁業者・小売（卸売）事業者 等
- II 器具・備品事業者  
食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者 等
- III サービス事業者  
接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、設備工事業者 等

## 給付要件

- 令和3年4月1日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少しており、以下のいずれかに該当すること。
  - ① **令和元年5月31日以前から引き続き市内で事業を継続している飲食店取引事業者**の場合は、令和3年5月又は令和3年6月のいずれかの指定する1か月（以下「指定月」）の売上が、前年同月又は前々年同月と比較して、30パーセント以上減少していること。
  - ② **令和元年6月1日から令和3年4月1日の間に事業を開始した飲食店取引事業者**の場合は、指定月の売上が、令和元年7月から令和3年4月までの間の任意の1か月の売上と比較して、30パーセント以上減少していること。
- 令和元年分又は令和2年分の事業所得を申告していること。
- 令和元（平成31）年又は令和2年に市税(法人においては法人市民税)を納めていること。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策において、国・県・市の施策に沿った協力をしていること。
- 政治団体、宗教上の組織若しくは団体等、性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。反社会的勢力ではないこと又は関与していないこと。
- 給付金の趣旨に照らし、給付金を交付することが適当であること。

## 給付額

法人 一律 **30万円**      個人事業者 一律 **15万円**

## 申請受付

**令和3年7月1日（木）から8月31日（火）まで ※当日消印有効**